

議案第 32 号

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例(平成 24 年橋本市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第 10 条 センターの使用料は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額に、当該額に消費税(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加算した額(10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>2 利用者は、別表第 1 の 1 に規定する施設に係る使用料については、次の各号に該当するときは、前項に規定する使用料の額に、当該各号に定める割合を乗じた額を加算した額を納入しなければならない。</p> <p>(1) 冷房実施期間(6 月 1 日から 9 月 15 日まで)及び暖房実施期間(12 月 1 日から 3 月 31 日まで)中に利用する場合(ただし、冷房実施期間及び暖房実施期間はその年の気象状況によって変更する場合がある。) 5 割</p> <p>(2) 市外居住者(法人及び団体にあっては、主たる事務所の所在地が市外にあるものとする。)が利用する場合(ただし、橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例(平成 24 年橋本市条例第 36 号)第 6 条第 2 項に規定する利用者を除く。) 5 割</p> <p>3 利用者は、利用許可時間を超過し、又は開始時間を繰り上げて利用したときは、第 1 項の規定により算出した各施設及び各附属設備の使用料の額に、当該額の 1 時間当たりの使用料を算出し加算した額を納付しなければならぬ。ただし、超過が 1 時間未満の場合であっても 1 時間分加算するものとする。</p> <p>4 利用者は、前 3 項に定める使用料を許可と同時に前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があるときは、後納さ</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 10 条 利用者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を許可と同時に前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があるときは、後納させるときは、後納させることができる。</p>

せることができる。

別表第1(第6条、第10条関係)

1 基本使用料

時間区分 種別	(単位：円)		
	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後9時
会議室2-A	829	1,105	1,239
会議室2-B	715	953	1,067
会議室3	829	1,105	1,239
会議室4	1,172	1,562	1,753
応接室	429	572	639
栄養指導室(洋室)	1,972	2,629	2,953
栄養指導室(和室)	1,600	2,134	2,400
調理室	2,658	3,543	3,991
多目的ホール1	3,743	4,991	5,620
多目的ホール2	3,772	5,029	5,658
多目的ホール3	3,772	5,029	5,658

別表第1(第6条、第10条関係)

1 基本使用料

時間区分 種別	(単位：円)		
	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後9時
会議室2-A	870	1,160	1,300
会議室2-B	750	1,000	1,120
会議室3	870	1,160	1,300
会議室4	1,230	1,640	1,840
応接室	450	600	670
栄養指導室(洋室)	2,070	2,760	3,100
栄養指導室(和室)	1,680	2,240	2,520
調理室	2,790	3,720	4,190
多目的ホール1	3,930	5,240	5,900
多目的ホール2	3,960	5,280	5,940
多目的ホール3	3,960	5,280	5,940

2 附属設備等の基本使用料 (単位：円)

区分	数量	使用料	備考
放送設備	1式	953	マイク1本付
会議室用拡声装置	1台	286	マイク1本付
ワイヤレスマイク	1本	477	
マイクロホン	追加1本	191	
赤外線タイピンマイク	1個	286	
プロジェクター	1台	1,905	スクリーン・台共
ブルーレイプレイヤー	1台	477	スクリーン共

備考

(1) 略

2 附属設備等の基本使用料 (単位：円)

区分	数量	使用料	備考
放送設備	1式	1,000	マイク1本付
会議室用拡声装置	1台	300	マイク1本付
ワイヤレスマイク	1本	500	
マイクロホン	追加1本	200	
赤外線タイピンマイク	1個	300	
プロジェクター	1台	2,000	スクリーン・台共
ブルーレイプレイヤー	1台	500	スクリーン共

備考

(1) 冷暖房の実施期間は、次のとおりとし、その期間中は、基本使用料の5割を加算する。ただし、実施期間については、その年の気象事情により変更する場合がある。

冷房 6月1日から9月15日まで

暖房 12月1日から3月31日まで

(2) 市外居住者(法人及び団体にあつては、主たる事務所の所在地が市外にあるものとする。)が利用するときは、基本使用料の5割を加算する。ただし、橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例(平成24年橋本市条例第36号)第6条第2項に規定する利用者を除く。

(3) 略

(4) 利用許可時間を超過し、又は開始時間を繰り上げて利用したときは、各施設及び各附属設備の使用料の1時間当たりの使用料を算出し加算する。ただし、超過が1時間未満の場合であっても1時間分加算する。

別表第2(第6条、第10条関係) いきいきルーム運動機器使用料 備考 略	1人1回 96円
別表第2(第6条、第10条関係) いきいきルーム運動機器使用料 備考 略	1人1回 100円

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市保健福祉センター設置及び管理条例に規定するセンターの使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。